



令和2年度下半期の財政状況(令和3年3月31日現在)

区では、区民の皆さんから納めていただいたお金がどのように使われ、区の財政がどのような状況にあるのかをお知らせするため、毎年2回(6月と12月)財政状況を公表しています。

今回は、令和2年度下半期(令和2年10月1日～3年3月31日)の財政状況として、令和3年3月31日現在の予算の執行状況と、区民の皆さんの財政負担や区有財産などの状況についてお知らせします。

なお、令和2年度決算額については5月31日に確定しましたが、現在、整理中ですので、次回12月に令和3年度上半期の財政状況とともに公表します。

金額については四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

【担当課】 財政課 ☎03-5654-8119

収入と支出の状況

一般会計 予算現額(※) 2,782億115万円

※予算現額とは、当初予算額に補正予算額などを足した金額です。

【歳入】 収入済額 2,631億6,203万円

収入率 94.6%

科目	予算現額	収入済額	収入率	内容
特別区交付金	715億円	739億6,505万円	103.4%	23区の行政サービスの水準を同程度にする交付金
特別区税	350億 105万円	311億5,066万円	89.0%	区民税、たばこ税など
国庫支出金	929億9,203万円	886億1,676万円	95.3%	国からの負担金、補助金など
都支出金	203億6,886万円	171億8,667万円	84.4%	都からの負担金、補助金など
その他	583億3,921万円	522億4,289万円	89.6%	繰越金、地方消費税交付金など

【歳出】 支出済額 2,364億1,315万円

執行率 85.0%

科目	予算現額	支出済額	執行率	内容
総務費	280億 260万円	246億8,491万円	88.2%	防災・地域活動や区役所の維持管理など
福祉費	1,353億9,805万円	1,216億3,357万円	89.8%	子育て支援や高齢の方などの福祉
都市整備費	247億4,352万円	164億2,156万円	66.4%	道路・公園の整備や街づくり事業など
教育費	250億 951万円	190億1,502万円	76.0%	学校や図書館の運営など
職員費	262億3,927万円	225億5,954万円	86.0%	職員の給料など
諸支出金	178億4,792万円	159億2,352万円	89.2%	特別会計への繰り出しなど
その他	209億6,028万円	161億7,503万円	77.2%	ごみの収集や健康診査、産業振興など

特別会計

特定の事業について、その歳入・歳出を明確にするために、一般会計とは別に設けています。

会計名	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
国民健康保険事業特別会計	473億1,799万円	408億1,866万円	86.3%	415億2,378万円	87.8%
後期高齢者医療事業特別会計	108億4,578万円	97億3,696万円	89.8%	105億3,084万円	97.1%
介護保険事業特別会計	412億4,894万円	399億7,220万円	96.9%	363億7,324万円	88.2%
駐車場事業特別会計	7億 310万円	8,572万円	12.2%	7億 81万円	99.7%

区有財産・基金の現在高 6,024億3,319万円

区有財産とは、区役所の庁舎や保育園、公園などの土地・建物などです。基金は、将来一時的に多額の資金が必要になる場合に備えて、あらかじめ目的ごとに積み立てているものです。

区有財産	土地	3,651億1,679万円
	建物	738億8,772万円
	工作物	145億3,272万円
	物品など	152億7,970万円
基金		1,336億1,626万円

区民1人当たり
130万657円

公債(特別区債)の現在高 149億7,834万円

教育施設の整備や土地の購入など、一時的に多額の資金を必要とするとき、区債を発行して財源を補充しています。

区民1人当たり 3万2,338円

土木事業(公園や駐車場の整備など)	18億3,069万円
教育事業(教育施設の整備など)	113億3,684万円
福祉事業(保育園の建設など)	13億1,981万円
その他	4億9,100万円

区民サービスにかかる経費

- ▶年間1人当たり 60万638円
うち区税で賄っている部分 7万5,567円
- ▶年間1世帯当たり 116万2,077円
うち区税で賄っている部分 14万6,203円

令和2年度 葛飾区個人情報保護制度の運用状況

【担当課】 総務課 ☎03-5654-8137

個人情報の保護に関する条例に基づき、区民の皆さんは、区が保有する戸籍・税・年金・保険・福祉・保健衛生・教育などに関するご自身の個人情報について、閲覧や複写を請求することができます。また、その個人情報について誤りがあるときは、訂正や追加、削除、利用停止を区に求めることができます。

令和2年度の各実施機関に対する閲覧などの請求と決定状況は下表のとおりです。

令和2年度個人情報保護制度の閲覧等請求の状況

実施機関	請求件数	決定状況					審査請求
		閲覧(複写)	一部閲覧(一部複写)	非閲覧(非複写)	不存在	合計	
区 長	291	236	43	0	9	288	0
教育委員会	4	1	3	0	0	4	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
区 議 会	0	0	0	0	0	0	0
合 計	295	237	46	0	9	292	0

※請求件数295件のうち3件は令和3年度に決定処理を行う予定であるため、請求件数と決定状況の合計は合致しません。

※訂正、追加、削除、利用停止の請求はありませんでした。

令和2年度 葛飾区情報公開制度の実施状況

【担当課】 総務課 ☎03-5654-8137

情報公開条例に基づき、区民の皆さんは、区が保有する公文書などの閲覧や複写を請求することができます。

ただし、条例の定めにより、公開しない情報(非公開)や、公開しない部分を含んだ情報(一部公開)もあります。

令和2年度の各実施機関に対する情報公開請求と公開・非公開などの決定状況は下表のとおりです。

令和2年度情報公開制度の実施状況

実施機関	請求件数	決定状況							審査請求
		公開	一部公開	非公開	不存在	拒否	取下げ	合計	
区 長	247	79	143	8	25	2	15	272	1
教育委員会	11	7	2	0	0	0	2	11	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区 議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	258	86	145	8	25	2	17	283	1

※1件の請求で複数の決定があるため、請求件数と決定状況の合計は合致しません。



消費生活情報

「無料で点検する」という業者に注意しましょう

不安をあまり、必要のないサービスや商品を契約させるトラブルが発生しています。今回はその事例とアドバイスを紹介します。

【担当課】 消費生活センター
 (立石5・27・1ウィメンズパル内)
 ☎03(5698)2311

事例①

「近くで屋根の工事をしている、お宅の屋根がはがれているのが見えた。無料で点検します」と、業者が訪ねて来た。

業者が撮影した屋根の写真を見せられて「穴が空いている。雨漏りも心配されるので修理した方がいい」と勧められたため、工事の契約をした。

知人に話すと怪しいと言われ、よく考えると今まで雨漏りしたことはなく業者の説明も不審だ。解約したい。

事例②

「ガス器具を無料で点検します」というチラシが入った。自宅の器具が古いので業者に来てもらい見てもらったところ、「給湯器の炎の色がおかしいので取り換えた方がいい」と勧められたため、購入の契約をした。

夫に話すと業者が信用できないため解約するよりに言われた。解約できない。

アドバイス

事例①、②ともに業者が自宅を訪問し、サービスや商品を契約する訪問販売であることから、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフ(無条件契約解除)ができます。また、事実と異なることを言われて契約した場合などは8日を過ぎても契約解除できることがあります。

知識が少ないことを利用して、劣化を大げさに伝え、不安をおおって契約を迫る点検商法の被害が増えています。業者の点検結果が事実であると限りません。業者の説明を鵜呑みにして契約しないようにしましょう。

また、突然自宅を訪問してきたり、チラシで無料点検を勧めたりする業者には安易に応じないようにはしましょう。

困ったときは、消費生活センター(☎03(5698)2311)にご相談ください。

困ったときは、消費生活センター(☎03(5698)2311)にご相談ください。